

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

江南市放課後児童健全育成手数料収納管理システム運用業務について、公募型プロポーザル方式により候補者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和5年7月10日

江南市長 澤田 和延

1 業務の概要

- (1) 業務名 江南市放課後児童健全育成手数料収納管理システム運用業務
- (2) 業務内容 放課後児童健全育成手数料収納管理システムの構築及び保守業務
- (3) 業務期間 システム構築業務：契約締結日から令和6年1月31日まで
システム保守業務：令和6年2月1日の賃貸借開始から5年間
※契約はシステム構築業務については地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約、システム保守業務については単年度契約とし、財政状況等により5年間の契約終了後も継続する場合があります。

2 参加資格

参加者は、参加申込書の提出日現在において、以下の要件を満たすものとし、参加者が契約成立までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 江南市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 江南市業者指名停止基準(平成8年4月1日施行)に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 「江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

3 選考方法

(1) 参加資格審査及び一次審査

「2 参加資格」の要件をすべて満たしているか、書面による審査を行います。その後、参加資格を有する応募者の企画提案書等について、江南市放課後児童健全育成手数料収納管理システム運用業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が書面による一次審査を行い、上位3者程度を選定します。

(2) 二次審査

審査委員会がプレゼンテーション審査を行います。

4 手続き等

(1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

江南市役所こども未来部 こども政策課 児童館グループ

〒483-8233 江南市木賀町大門 19 番地

電話番号: 0587-54-1732

FAX 番号: 0587-54-1732

E-mail: jidoymen@city.konan.lg.jp

(2) 実施要綱等の配布

実施要綱その他の資料の配布については、次のとおりとします。

ア 配布期間

令和5年7月10日（月）から令和5年7月26日（水）午後5時まで

イ 配布場所

江南市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.konan.lg.jp/jigyuu/proposal/1013827.html>

ウ 配布する書類

実施要綱、仕様書、提案書作成要領等

(3) 実施要綱等に対する質問・応答

ア 実施要綱、仕様書、提案書作成要領等に対して質問することができる者は、上記「2 参加資格」を満たしている者としてします。

イ 提出方法

質問書により電子メールで行ってください（電子メール以外不可）。

ウ 提出期限

令和5年7月18日（火）午後5時までに必着

提出期限以降の質問は、一切受け付けません。

エ 回答方法 令和5年7月21日（金）に江南市ホームページに質問と回答を掲示します。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第1）

(イ) 企画提案書（様式第2）

(ウ) 個別機能仕様書

(エ) 参考見積書（様式第3）

※提出書類の詳細は、実施要綱に従い、上記書類を正1部、副6部の計7部を提出してください。

イ 提出場所 上記「(1) 担当課」に同じ。

ウ 提出方法及び期限

(ア) 持参による提出 令和5年7月26日（水）午後5時まで

(イ) 郵送による提出 (ア)による日時までに必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和5年8月10日（木）

イ 実施場所 江南市役所3階第3委員会室

ウ 提案時間 20分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととします。）

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 3人以内

カ プレゼンテーションは、提案書としてまとめた順番（内容）に基づいて行ってください。

キ 提案書等と異なる内容や説明、追加資料の配布は認めません。

ク プレゼンテーションに要する機材等は、スクリーン、プロジェクター、延長コードは江南市で用意しますが、事前に接続確認等を行えませんが、持参していただくことも可能です。

(6) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての参加者に対し、プレゼンテーション審査の結果を通知します。

通知日 令和5年8月21日（月）予定

(7) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。なお、失格となった場合は、別途通知します。

(ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

(ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、参加者の負担とします。

(イ) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めません。

(ウ) 全ての提出書類は、返却しません。

(エ) 提出された企画提案書は、候補者の決定以外には参加者に無断で使用しないこととします。

ただし、提案の内容について今後の参考とすることがあります。

(オ) 提出された書類は、候補者の決定作業に必要な範囲において、複製することがあります。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要綱、仕様書、提案書作成要領等によりますので、必ずご確認ください。